

広島県告示第二百五十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十二条第一項の規定によって、指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十一年三月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

| 指定介護予防サービス事業者 | 主たる事務所の所在地 | 名称 | 所在地 | サービスの種類 | 指定期間 |
|---------------|--------------------|---------------|--------------------------|--------------|------------|
| 有限会社ピースフル | 広島市南区翠二丁目二二番八号 | あいだ訪問介護サービス | 広島市安佐南区相田五丁目五番九―八号 | 介護予防訪問介護 | 平成二十二年三月一日 |
| 有限会社幸房 | 広島市安佐南区高取北一丁目四―一―四 | さくらデイサービスくさばな | 広島市安佐南区相田二丁目四―三一―コスモピア一階 | 介護予防通所介護 | 平成二十二年三月一日 |
| 有限会社浅田 | 福山市神辺町川北六〇四番地 | さくらデイサービス神辺 | 福山市神辺町川北六〇四番地 | 介護予防通所介護 | 平成二十二年三月一日 |
| 有限会社すばる | 広島市大柿町小古江六五二―一 | 特定福祉用具販売「すばる」 | 広島市大柿町小古江六五二―一 | 特定介護予防福祉用具販売 | 平成二十二年三月一日 |